



ご存じですか？

奈良県内の中小企業が共同することで、
障害者雇用率を確保できる
国が定めた「算定特例制度」があります

参加無料
事前受付中

— 令和6年10月募集開始 — 令和7年1月開始予定 —

あ た つ く 事 業 協 同
組 合 算 定 特 例 事 業

説明会

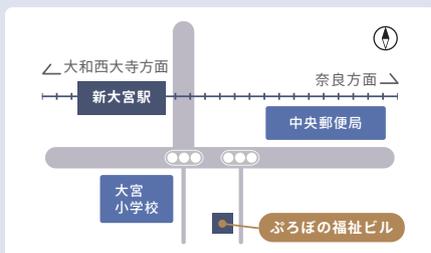
あたつく福祉型事業協同組合は、奈良県内
中小企業の障害者雇用率達成をサポートします

2024. **11.8** 金 / **11.22** 金 / **12.6** 金

15:00-17:00

定員 **15** 名

会場 **ぶろぼの福祉ビル5階**
〒630-8115 奈良県奈良市大宮町3丁目5-41



近鉄新大宮駅から南東に徒歩5分



ぶろぼの福祉ビル 撮影：株式会社プライズ
山崎 浩治(写真家)

お申込み情報等、詳細は裏面をご覧ください

算定特例制度を利用して、障害者雇用の機会作りませんか？

こんな
中小企業の
事業主様へ

- 法的雇用率を達成するのが難しく悩んでいる
- 障害者雇用に興味があるが、雇用機会が確保できない
- 障害者を受け入れた際の、適切な雇用管理やサポート方法に不安がある

ABOUT

算定特例とは？

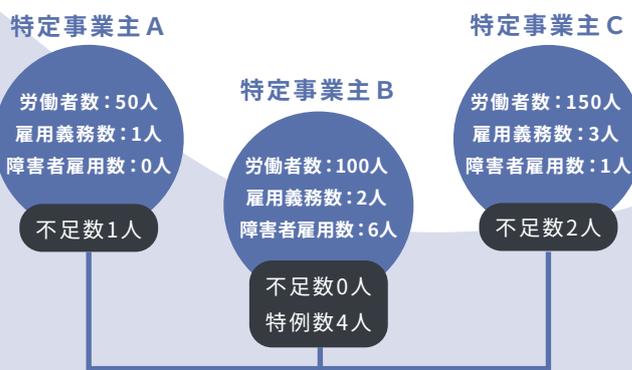
中小企業が事業協同組合等を活用して共同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚労大臣の認定を受けたものについて、その事業協同組合等とその組合員である中小企業（特定事業主）における実雇用率を通算することができる制度です。

MERIT

算定特例事業参加のメリット

個々の中小企業では障害者雇用を進めるのに十分な仕事量の確保が困難な場合に、事業協同組合等に参加し、複数の中小企業が共同して障害者の雇用機会を確保することができます。

算定特例制度の概要



事業協同組合等労働者数: 2人 障害者雇用数: 1人

事業協同組合の本事業に参加している特定事業主で実雇用率を通算

組合全体の障害者雇用義務
$(50人+100人+150人+2人) \times 2.5\% =$ 障害者 8人 の雇用義務
組合全体の障害者雇用数
$0人+6人+1人+1人 =$ 障害者 8人 雇用

▶ 組合全体で障害者雇用率 達成 ◀

算定特例事業への参加には条件があります
くわしくは説明会にご参加ください

説明会についてのお問い合わせ・参加お申込みはこちら

あたつく福祉型事業協同組合 〒630-8115 奈良県奈良市大宮町3丁目5-39 第3やまと建設ビル301号

TEL 0742-81-7081

E-mail jimukyoku@atatsuku.com

こちらからもメールが作成できます



※メールには件名に「あたつく事業協同組合算定特例事業説明会について」とご明記の上、所属、氏名、電話番号等をご記入の上、送信ください。